

大学等の専門職学科の制度化（大学設置基準等の改正等）について

《 趣 旨 》

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化を提言した平成27年5月の中央教育審議会答申では、新たな機関の設置形態について、
 - ① 既存の大学・短期大学と並ぶ独立の組織として設置されるとともに、
 - ② 「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるよう…一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるように…することが適当である」としている。
- 機関全体を専門職業人養成に特化させた大学・短期大学の枠組みとしては、今般、専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の制度化が図られたが（学校教育法の一部改正。平成31年4月施行）、専門職大学等の趣旨を既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において実践的かつ創造的な専門職業人養成を行うための仕組みとして、大学等の「専門職学科」の制度を新たに創設する。

《制度の概要（法令上の措置）》

I. 大学設置基準及び短期大学設置基準における措置

1. 専門職学科等の位置付け

- ・ 専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させることを目的として、その教育を行う学科*を「専門職学科」とする。
 - * 医学、歯学、薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）及び獣医学に関する学科を除く。
- ・ 大学の学部のうち、専門職学科のみで組織するものは「専門職学部」とする。

2. 専門職学科に係る設置基準の特例等

(1) 教育課程等

i) 教育課程の編成方針

- ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発、不断に見直し。
- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。

ii) 教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

iii) 開設授業科目

- ・ 開設すべき授業科目の種類として、次の①～④を規定。
 - ① 一般・基礎科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上]
又は 基礎科目 又は[4年制で30単位以上、2年制で15単位、3年制で23単位以上(一般・基礎科目の場合)]
 - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上／2年制で30単位、3年制で45単位以上]
 - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上]
 - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上]

(注) 卒業に必要な単位は4年制で124単位以上／2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

iv) 実習等の重視

- ・ 卒業要件として、実習等による授業科目での一定単位数以上の修得を求める。
〔4年制で40単位以上／2年制で20単位以上、3年制で30単位以上〕
- ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。
〔4年制で20単位以上／2年制で10単位以上、3年制で15単位以上〕
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。〔4年制で5単位まで／2年制で2単位、3年制で3単位まで〕

v) 入学前の既修得単位の認定

- ・ 大学の専門職学科について、入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。〔30単位まで〕
※ 短期大学については、専門職学科以外の学科も含め、同様の単位認定を可能とする規定を整備。〔2年制で15単位、3年制で23単位まで〕

(2) 教 員

i) 専任教員数

- ・ 大学の専門職学科について、小規模の学科を想定した専任教員数の基準を追加。
※ 例えば経済学関係の学部の学科の場合、収容定員「400人～800人」の場合に加え「200人～399人」の場合の基準を新設。
※ 短期大学については、専門職学科以外の学科も含め、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

ii) 実務家教員

- ・ 専門職学科に係る必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ・ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

(3) 学 生

i) 入学者選抜

- ・ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務化。

ii) 同時に授業を行う学生数

- ・ 原則として40人以下とする(教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。)

(4) 施設設備等

i) 校舎面積

- ・ 大学の専門職学科について、小規模の学科を想定した基準を追加。
※ 大学では、収容定員「200人まで」の場合に加え「100人まで」の場合の基準を新設。
※ 短期大学については、専門職学科以外の学科も含め、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新設(専門職短期大学と同様)。

- ・ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

ii)実務実習に必要な施設

- ・ 臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

iii)専門職学科等の名称

- ・ 専門職学科を設ける大学及び短期大学は、当該学科の名称中に専門職学科の文字を用いることとする。
- ・ 専門職学部を置く大学は、当該各部の名称中に専門職学部の文字を用いることとする。

II. 学位の取扱い

1. 学位の表記の取扱い

<案の1> 既存の大学等と同様、「学士」+専攻分野名又は「短期大学士」+専攻分野名とするが、付記する専攻分野名は、学問分野でなく、職業・産業分野の名称とする。

〔【例】 「農業学士／農業短期大学士」、「観光学士／観光短期大学士」など
(又は「学士(農業)／短期大学士(農業)」、「学士(観光)／短期大学士(観光)」など)〕

<案の2> 専門職大学等と同様、学位の表記に「専門職」の文字を付すとともに、付記する専攻分野名は、学問分野ではなく、職業・産業分野の名称とする。

〔【例】 「学士(農業専門職)／短期大学士(農業専門職)」、
「学士(観光専門職)／短期大学士(観光専門職)」など〕

※ これらのことについては、大学設置基準等改正省令の公布通知で示すことを想定。

2. 学位の種類及び分野の変更を伴わない専門職学科への転換等に係る設置認可の取扱い

- ・ 一般に、「学位の種類及び分野の変更を伴わない」学科の設置については、文部科学大臣の認可を要さず、届出のみで設置できるものとされているが、専門職学科以外の学科等から専門職学科への転換や、専門職学科から専門職学科以外の学科等への転換などに係る学科等の設置については、学位の種類及び分野の変更を伴わない場合であっても、設置認可に係らしめることとする。

※ 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(告示)を一部改正。

〔 文部科学大臣の認可を要さず、届出のみで行える学科等の設置の範囲を定める「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」第1条第1項の規定は、次に掲げる学科等の設置には適用しない旨の規定を追加。〕

- ① 専門職学科を設けていない大学等が行う専門職学科の設置
- ② ある分野において専門職学科のみを置く大学等が、当該分野について行う専門職学科以外の学科等の設置

